児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出する義務があります。 この届は、6月1日における現況を把握し、手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認す るためのものです。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

対象の方には6月初旬に必要書類を送付しています。提出がまだの方は、6月末日までに提 出をお願いします。

<提出先>仁多庁舎 町民課 横田庁舎 結婚・子育て応援課

【お問い合わせ先】

奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課 有線20-4272 電話52-2206





出雲ナシバーの導入を進めます

奥出雲町では出雲市、飯南町とともに「出雲ナンバー」の導入に取り組んでいます。昨年実施 した町民アンケート調査の結果を踏まえ、島根県を通じて国へ申請し、5月22日に国より新たな ご当地ナンバー導入地域に正式決定されました。平成32年度の交付開始に向け調整を行います。

1. 出雲ナンバーの導入目的は?

出雲らしい図柄を施した「出雲ナンバー」の車が全国を走ることにより、出雲地域を全国 に発信するとともに、産業や観光、文化面で「出雲ナンバー」を導入する自治体全体の活性 化を目指します。

2. 出雲ナンバーの対象になる車両は?

出雲市、飯南町、奥出雲町(以降「1市2町」という)に使用の本拠を置く自動車(軽自 動車、排気量125cc超の自動二輪車を含む)です。

3. どんな場合に出雲ナンバーになるの?

次の場合などが想定されます。

- ・新車や中古車を購入し、1市2町で新規に自動車の登録をする場合
- ・引越などで1市2町以外から1市2町に自動車の所在を変更する場合
- ・1市2町在住の人が出雲ナンバーへの変更を希望する場合

4. 必ず出雲ナンバーに変更しなければいけないの?

新規に登録される対象車両はすべて出雲ナンバーになります。3.のような場合が発生しな ければ、現在の島根ナンバーをそのまま使用できます。

※運用方法などは、今後変更になることがあります。

【お問い合わせ先】 商工観光課 有線:31-5261 電話:54-2504

(事務局:出雲市縁結び定住課 TEL 0853-21-6771)

~国民年金保険料の申請免除について~

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合に、申請して認められると保険料の納付が免除または猶 予される制度があります。

保険料免除・納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間として計算されるほか、けがや病気で障 害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。(要件

申請免除の種類

- ○全額免除
- ○一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)
- *平成30年度分は平成30年7月から申請できます。
- *承認期間は7月から翌年6月末までです。
- *一部免除の場合は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納 と同じ)となります。
- ○納付猶予

申請できる方

- ○前年所得が基準額以下の方(基準額は世帯構成により異なります。)
- ○生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ○失業や被災により保険料を納付することが困難な方

申請に必要なもの

- ○年金手帳
- ○印鑑
- ○雇用保険受給資格者証等の写し(失業の理由により申請される方)
- 申請場所 奥出雲町役場 町民課(仁多庁舎)、税務課(横田庁舎)

【お問い合わせ先】

日本年金機構 松江年金事務所

0852-23-9540 (代表) *音声案内 2番→2番

役場町民課(戸籍グループ) 54-2510

有害鳥獣の捕獲・駆除実績

奥出雲町では、年間を通じて有害鳥獣捕獲班の 皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいてお ります。

平成30年4月の捕獲・駆除頭数実績をお知らせ します。

捕獲班名	ニホンジカ	イノシシ	カラス
布勢	-	1	-
三成	-	1	16
亀嵩	-	1	1
阿井	-	13	-
三沢	-	-	-
鳥上	-	2	-
横田	-	6	21
八川	2	9	-
馬木	-	-	-
合計	2	33	38

有害鳥獣による農作物被害がございましたら、下記 までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

農業振興課農業生産グループ

有線:31-5281 電話:54-2513

後期高齢者医療被保険者証の 一斉更新について

- 1.75歳以上の方(65歳以上で広域連合が障 がい認定した方を含む)が、現在お使いの被 保険者証「オレンジ(だいだい色)」は、平成 30年7月31日までお使いいただけます。
- 2. **平成30年8月1日**からお使いいただく被保 険者証「クリーム(黄色)」は、7月中にお渡し いたします。
- 3. 平成29年中の所得の状況等により、医療機 関でご負担いただく割合が、8月から変更に なることがあります。被保険者証に記載されて いる自己負担割合(「1割 または「3割 |)を ご確認ください。
- 4.平成29年中の所得額等の確定に伴い、7月 中に平成30年度の保険料額に関する通知 を送付いたしますのであわせてご確認くださ

【お問い合わせ先】

健康福祉課 医療介護保険グループ

有線:31-5123 電話:54-2511